

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 告示
- 公金の収納の事務を委託した件 二五
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二五
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 二五
  - 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 二五
  - 保安林の指定施業要件を変更する件 二五
  - 落札者を決定した件 二五
  - 一般競争入札を行う件 二五
  - 福島県選挙管理委員会 二五
  - 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件 二六

## 告示

- 福島県告示第四百六十五号
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。
- 令和三年六月十八日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項に規定する寄附金の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 株式会社トラストバンク

- 2 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号
- 三 収納の事務を委託する期間
- 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

（税務課）

### 福島県告示第四百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和三年六月十六日救急病院として認定した。

令和三年六月十八日

名称 あづま脳神経外科病院

所在地 福島市大森字柳下一六番地の一

福島県知事 内堀雅雄  
認定有効期限 令和六年六月十五日

（地域医療課）

### 福島県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年六月十八日から同年七月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南一五四番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
- 意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百六十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十八日

福島県知事 内堀雅雄

#### 一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
- いわき市小名浜字古湊二十八番地

株式会社酢屋商店

- 同 市小名浜字古湊百十三番地 代表取締役 野崎 哲
- 同 市小名浜岡小名一丁目五番地の三 小野 昌勝
- 2 加入区の名称 松原 広三
- 小名浜加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称 小名浜機船底曳網漁業協同組合
- 小名浜機船底曳網漁業協同組合
- 福島県旋網漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間 令和三年六月十八日から同年七月二日まで
- 2 縦覧の場所 いわき市小名浜字辰巳町四十一番地 小名浜機船底曳網漁業協同組合 (水産課)

福島県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡只見町大字叶津字白岩山七八二、七八五、七八六、七八七の一、七八七の三
- 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (イ) 立木の伐採の限度
        - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡只見町大字梁取字森戸沢二二九一の六九
- 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (イ) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡只見町大字小林字後ノ山一七二四の五・一七二六・一七三四(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。(一七二七、一七三三
- 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (イ) 立木の伐採の限度
        - 次のとおりとする。
  - 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡只見町大字梁取字要害山二二三二の一(次の図に示す部分に限る。)、二二三四、二二三五
  - 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - (イ) 立木の伐採の限度
          - 次のとおりとする。
    - 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南会津郡只見町大字布沢字川下二六一七、二六一八
    - 2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
    - 3 変更後の指定施業要件
      - (一) 立木の伐採の方法
        - (1) 主伐は、択伐による。

## 福島県警察本部

- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡只見町大字叶津字朝草嶽七二三の二七  
保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

## 福島県警察本部公告第65号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける軽貨物自動車賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月18日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
軽貨物自動車 22台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年4月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トヨタレンタリース福島 福島県福島市鳥谷野字天神20番地1
- 5 落札金額  
39,204,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和3年3月9日

(会 計 課)

## 福島県警察本部公告第66号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定

により公告する。

令和3年6月18日

福島県警察本部長 和田 薫

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通規制情報管理システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月9日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年6月18日（金）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和3年7月28日（水）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年7月27日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Traffic regulation information management system 1 set (including delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 28 July 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 July 2021
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された令和三年四月二十五日執行の大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年4月25日執行 大沼郡選挙区福島県議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,682,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山内 長	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	3月26日から 4月22日まで 第1回分
出納責任者 氏名	齊藤 朱実				

収 入			支 出	
主たる寄附			円	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)		
		円	人件費	118,800
			家屋費	105,030
自由民主党福島 県支部連合会	政党	500,000	選挙事務所費	105,030
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	9,000
			印刷費	143,000
			広告費	115,500
			文具費	1,590
			食糧費	7,039
			休泊費	0
その他の寄附	1件	10,000	雑 費	0
今回計		510,000	今回計	499,959
前回計		0	前回計	0
総 計		510,000	総 計	499,959

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	143,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送の録画等	0 円
	計	143,000 円

報告書受理年月日	令和3年5月7日	第1回報告分
----------	----------	--------